

アメリカ合衆国向け宝飾品の輸入関税の現状(2025年7月現在)

(質問)

当社はアメリカ合衆国向けに宝飾品を航空貨物で輸出していますが、トランプ大統領の関税政策に翻弄されています。現状の関税率と今後の見通し、及び航空貨物輸送に対する影響について教えてください。

(回答)

HSコードによる商品分類

企業が輸入取引を行う際には、輸入通関申告時に関税を納付する必要があり、基本的には一般税率が適用されます。日本においては、関税定率法の別表いわゆる「実行関税率表」によって定められています。この実行関税率表は世界のほとんどの国が加盟しているHS条約に準拠しています。

HSコード (Harmonized System Code) とは、世界共通で使用される「商品の分類番号」のことです。国際貿易において、すべての貨物はこの番号によって分類・管理されており、税関での申告、関税評価、統計処理、輸出入規制の適用などに使われます。

HSコードが重要なのは、関税計算するにあたり商品ごとに関税率が異なるため、正確な分類が必要となります。HSコードは基本的に**6桁構成**で、各国がそれに7桁以降を追記し細分化する形で運用しています。その分類は、頭2桁が類(第1類～第93類)、次2桁が項、次2桁が号となり、ここまでは世界共通の商品分類番号です。そして7桁目以降は国ごとに異なります(日本は9桁、米国は10桁です)。米国では米国版のHSコードと看做されるHTSコード(Harmonized Tariff Schedule Code)で分類されます。

宝飾品は第71類 {天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣} に属し、更に71.13～71.16項に分類されています。米国の宝飾品関税率には、最恵国待遇関税(MFL: Most Favored Nation Treatment)があり、種類によって3～8%程度の税率が現在設定されています。

トランプ関税が発効となる以前は、米国向けに宝飾品を輸出する場合、CIF価額にこの関税3～8%を輸入者が払って輸入通関が完了していました。

トランプ関税

2025年1月に就任した米国トランプ大統領一連の関税引き上げが世界経済を揺るがしています。2月4日

中国に対する追加関税が発効したのを皮切りに、4月5日から全ての国からの輸入品に10%の追加関税が適用されることになりました。そして特に貿易赤字の大きい57の国に対しては8月1日から更に相互関税が上乗せされることになりました。日本からの輸入品には24%の相互関税と発表されました。

この時点で、米国での宝飾品の輸入関税は、MFN関税3～8% + 追加関税10% = 13%～18%となりました。日本での輸入品には消費税10%が加算されることを考慮すると、バランス的に妥当と判断されます。

今後の注目点

トランプ大統領は7月7日、相互関税の適用停止期限を8月1日まで延長する大統領令に署名し、また日本を含む14カ国に対して、同日から追加関税を課す内容の書簡を送りました。2025年8月1日以降、トランプ政権の「相互関税」政策により、日本製品に一律25%の追加関税が課される可能性があります。

つまり既存の関税率(宝飾品: 3～8%) + 相互関税25% = 最大28%～33%程度になる可能性があります。現在調査中ですが、これに加えて「追加関税10%」が宝飾品に適用されるかどうかは、現時点では明確な情報がありません。相互関税は既存の関税と重複しない場合もあるため、最終的な税率は品目ごとの判断になります。

いずれにせよ、25%もの経費の増加は輸出量の激減に繋がり兼ねません。宝飾品は従価税で関税も高額に上るため、この増加分の負担割合を輸出者と輸入者がどう折り合うか、頭の痛い問題です。

航空貨物輸送への影響

現在のところ米国関税引き上げによる駆込み出荷需要は一服しており、スペースタイトな状況は脱しましたが、大幅な運賃下落の兆候は見られません。米中関税引き下げにより、再び荷動きが活発になる兆候もあり、目が離せません。